

防災対策に関する 提 言 書

平成26年1月

藤枝市議会
防災対策特別委員会

は　じ　め

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、最大震度7の強い揺れと、国内観測史上最大の大津波により、東北及び関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらし、多くの教訓を残すとともに、我が国における「被害想定」を根本から覆すものとなった。

この震災を契機に、これまで個別に進められてきた東海・東南海・南海地震について、南海トラフを一つの領域とする、南海トラフ巨大地震を対象とした具体的な防災対策が進められるようになった。

県の第4次地震被害想定の大規模被害報告によると、本市の被害は最悪のケースで死者約400人、全壊・焼失棟数は約1万9000棟と想定されており、多くの市民が被災し、避難生活を余儀なくされる可能性が危惧されている。

さらに、本年10月16日には、伊豆大島で、台風26号による土石流で多数の犠牲者が出るなど、近年は台風等による風水害も被害が拡大している。

また、本市は、一部地域が中部電力浜岡原子力発電所から概ね半径30km圏内にあり、原発事故による災害への対策も喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、これらを含め総合的に防災対策・危機管理に関する所要の調査研究を行うことを目的に、平成24年5月に設置された本委員会では、2年間に亘り、被災地への視察や調査研究を行う中で、協議を重ねてきたところである。

そこで、これらの調査研究の結果を踏まえ、今後本市における防災・危機管理体制のより一層の充実のため、取り組むべき事項について提言書を作成したので、今後の防災・危機管理施策に反映していただくよう要望する。

平成26年1月14日
防災対策特別委員会

【1. 防災意識の普及・向上について】

防災・減災の基本は「自助・共助・公助」であり、災害から一人でも多くの命を守るためには、市民が「自らの命は自ら守る“自助”」と、「互いに助け合い命を守る“共助”」を高めることが不可欠であり、これらが力を発揮するためには、市が平常時から防災意識の向上とそのための体制整備を強化させ、自助、共助を支援する“公助”が重要である。

- (1) 子どもの頃から防災意識を持つことは非常に重要であるため、小・中・高校での体系的かつ継続的な防災教育の充実を図り、災害対応能力の向上に努められたい。
- (2) 本市では順調に住宅の耐震化が進められているが、未だ実施していない住宅が14.6%(平成24年度末)あり、助成及びその必要性の更なる周知に努められたい。
- (3) 家具転倒防止対策は、家具等の転倒による被害を未然に防ぐため重要であるが、その対策は各家庭に委ねられているのが実情である。そこで、家具転倒防止対策の更なる助成充実と必要性及び正しい固定方法等の周知に努められたい。また、市立病院等公共施設での機器・書庫等の転倒防止の徹底を図られたい。
- (4) 地域の防災力を高めるため、自主防災組織と地域消防団との連携強化や、地域防災指導員の資質向上と養成を図られたい。さらに、地域防災訓練においては、各地域の実情にあった訓練がなされるよう努められたい。

【2. 避難所運営について】

避難所は、災害時に、市民の生命の安全と生活の場を確保する重要な役割を果たす場所である。避難所の多くは、学校の体育館などで、施設の構造や設備面において十分とは言えず、その上、他人との共同生活を余儀なくされ、長期に亘る避難所生活は、時には生命の危険な状態に陥ることもあり、その運営には特に配慮が必要となる。

- (1) 高齢者・障害のある人・妊産婦や女性の居住が安全に確保されるよう、衝立等の適正な設置など、避難所でのプライバシーの確保に努められたい。
- (2) 各避難所における対象地域の人口、帰宅困難者等を考慮した、高い発電量の非常用電源の確保及び非常食・非常用物資の十分な備蓄と防災倉庫の更なる充実、及び簡易トイレの充実に努められたい。
- (3) 食料品店、量販店等との「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」をさらに締結し、災害時における食料品や日用品等生活物資の供給体制の強化を図られたい。

【3. 要援護者対策について】

要援護者対策は、平常時からの要援護者と避難支援者との信頼関係の構築が重要であり、地域による避難支援が不可欠である。また、災害時に要援護者及び避難支援者が迅速に対応できる体制整備が重要となる。

- (1) GIS機能による要援護者情報等の情報管理の推進及び活用マニュアルを早急に整備し、その有効活用を図られたい。
- (2) 災害時に、災害時要援護者台帳による避難支援が迅速に行われるため、さらに具体的な個別計画の策定と活用マニュアルの整備を図られたい。
- (3) 救急医療情報キット（F救隊）の更なる普及に努められたい。

【4. 風水害対策について】

毎年、全国各地で土砂災害が発生し、多くの人命や財産が失われている。市は、市民に対して的確な避難勧告等を発令する重要な責務を負っており、今回の台風26号による伊豆大島の災害で多くの教訓を残した。

- (1) 土砂災害危険区域の再確認とともに、改訂版のハザードマップを全戸配布し、市民への更なる周知に努められたい。
- (2) 避難経路が土砂災害危険区域にある場合の避難体制の構築を図り、土砂災害危険区域での安全な避難経路及び避難行動の徹底を図られたい。
- (3) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる的確な判断と、避難準備情報等の市民への情報伝達の徹底がなされるよう実施されたい。

【5. 原子力・放射能対策について】

東日本大震災における、東京電力福島第一原子力発電所事故による原発被害は、2年半が経過した現在も福島県では避難指示区域が引き続き指定されており、風評被害は我が国に大きな被害をもたらした。一部地域が中部電力浜岡原子力発電所から概ね半径30キロ圏内にある本市において、原子力・放射能対策は喫緊の課題である。

- (1) 県との協議により、広域避難計画を早期に策定されたい。
- (2) 安定ヨウ素剤は、国の配布・服用に当たっての解説書を基に、本市における配備計画及び使用マニュアルの整備を早急の実施し、市民への情報提供に努められたい。
- (3) 原子力・放射能について、市民へわかりやすい情報を提供されたい。

【6. 液状化対策について】

東日本大震災では、液状化現象が広範囲に発生し、道路や下水道、宅地に大きな被害をもたらした。本委員会では、本市と同じ内陸部にありながら液状化被害にあった埼玉県久喜市へ視察を行い、被害の状況及び対策について調査した。本市でも、液状化が予想される地域があり、今後さらに液状化に対する知識や認識を深めることが重要である。

- (1) 推定液状化危険度図が掲載されている改訂版のハザードマップの全戸配布と、これらを利用し、市民へ液状化に対する事前認識を広め、地盤調査・基礎工法について更なる周知に努められたい。

【7. 感染症対策について】

2009年、新型インフルエンザが世界的に大流行し、多数の死者が発生した。その後も、新型インフルエンザによる死者は発生しており、今後も、これら感染症によるパンデミック（世界的流行）は危惧される場所である。そこで、感染症に対して常に注視し、流行・拡大しないための対策が必要である。

- (1) 平時より予防対策に努め、流行に備えた体制整備の強化に努められたい。
- (2) 感染症の流行が予想される際には、市関係各部課・県関係機関・医療機関等と連携・協力体制をとり、早期対策を講じるよう努められたい。